

備 一 第 1 8 号  
( 備 二 )  
令和元年 7 月 3 日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」の締結について（通達）

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第10号）による改正後の重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書において防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところによることとされている自衛官の職務の執行に関し、この度、警察庁と防衛省との間において、令和元年6月13日付けで別添のとおり協定が締結されたので、遺漏のないようにされた

担当 警備第一課事件係

別添省略